

申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度

2025 年

年度回数

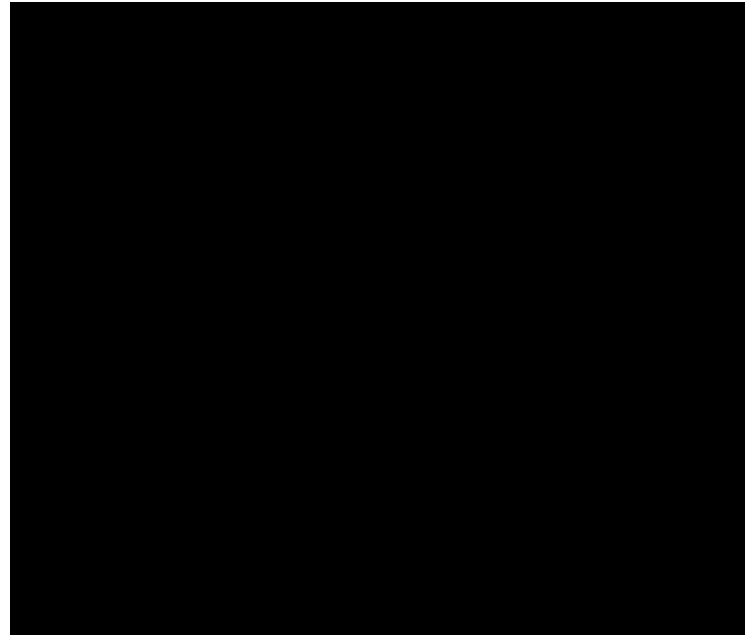
1

回/次

回



団体情報から転記



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人十勝うらほろ楽會

団体代表者 役職・氏名

代表理事・山内 一成

分類

新規団体

法人番号

3460105002198

団体コード

申請団体の住所

北海道十勝郡浦幌町字寿町7番地1

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況		
指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
一般社団法人 十勝うらほろ楽會	山内 一成	幹事団体
株式会社すくらむ	久保 匠	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアムを構築する。
- 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

- (1)申請資格要件（欠格事由）について
- 申請資格要件について確認しました
- (2)公正な事業実施について
- 公正な事業実施について確認しました
- (3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
- 規程類の後日提出について確認しました
- (4)情報公開について（情報公開同意書）
- 情報公開について確認しました
- (5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
- 兼職がないことを確認しました

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報					
申請団体					
資金分配団体					
資金分配団体	事業名（主）	Tokachi Regenerative Project			
	事業名（副）	リジェネラティブ（大地再生型）農業の十勝エリア普及による日本の食料安全保障の実現			
	団体名	一般社団法人 十勝うらほろ樂舎	コンソーシアムの有無	あり	
事業の種類1		②ソーシャルビジネス形成支援事業			
事業の種類2					
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
○	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
2.飢餓をゼロに	2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。	本事業は、北海道十勝地域においてリジェネラティブ農業（RA）を導入・普及させることにより、地域農業の持続可能性を高めるとともに、日本の食料自給率の向上を目指すものである。RAは、耕さない農法、被覆作物の利用、多様な輪作体系、化学肥料や農薬の最小限化、生きた根の維持、家畜との連携といった手法を通じて、土壌の質を改善し、生態系の回復を促進する農業モデルである。 こうした取り組みは、まさにターゲット2.4が掲げる「持続可能な食料生産システムの確保」および「気候変動・干ばつ・洪水などへのレジリエンス向上」に資するものである。RAは、炭素を土壌に固定することで温室効果ガスの排出抑制にもつながり、気候変動に対する適応力を備えた農業の実現に直結する。 さらに、本事業は単なる技術導入に留まらず、農家・企業・消費者が連携し、地域全体での取り組みを進めるエコシステム型の社会実装を目指しており、地域コミュニティと環境の両方を支える「強靱な農業」の実現に向けた実践的なモデルといえる。
8.働きがいも経済成長も	8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	本事業は、環境再生型農業（リジェネラティブ農業：RA）の普及を通じて、十勝地域の農業における資源効率の向上と持続可能な生産体制の構築を目指すものであり、SDGsターゲット8.4と強く連動している。 従来の慣行農業では、化学肥料や農薬、燃料といった外部資材に大きく依存することで、生産性は高くとも、土壌劣化や水質汚染、温室効果ガスの排出といった環境悪化を引き起こしていた。一方、本事業が推進するRAは、土壌の自然回復力を活かし、資源の内部循環と生態系サービスの活用に基づく生産体制を構築する。これにより、農業の生産性を維持・向上させながら、外部資材の使用量を削減し、環境負荷を大幅に軽減することが可能となる。 また、RAの導入は単に環境面の改善だけでなく、農家の経営安定や新たな雇用の創出、若者の参入促進など、地域における「働きがいのある農業」の実現にも寄与する。消費者や企業との直接的な関係構築（CSAモデルなど）を通じて、付加価値の高い農産物の流通が促進され、持続可能な生産と消費の両輪が整備される。 このように、本事業は「経済成長と環境悪化の分断」を実現する先進的モデルとして、SDGsターゲット8.4に対して実効的な貢献を果たす内容となっている。

_13.気候変動に具体的な対策を	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	本事業は、リジェネラティブ農業（RA）の導入と普及を通じて、気候変動への緩和と適応の両側面から貢献するとともに、地域社会における教育・啓発・能力強化の実践的な場を提供する取り組みであり、SDGsターゲット13.3と深く結びついている。 RAは、耕作を抑えた農法や被覆作物の活用により土壌中の炭素を固定し、温室効果ガスの排出を抑制する「気候変動の緩和」効果を有している。また、多様な作物の輪作や土壌の保水力向上により、干ばつ・豪雨・気温上昇といった異常気象へのレジリエンスを高める「適応」手段ともなる。 さらに本事業では、農家・企業・消費者を対象に、RAや気候変動への理解を深める勉強会・イベント・体験プログラムを継続的に実施する計画であり、地域住民の「教育・啓発」機会を確保している。とりわけ、消費者が生産現場に関与するCSAモデルの導入は、気候変動を「自分ごと」として捉える意識変容を促す。 また、RAの実践に必要な技術・指標・ノウハウを体系化し、農家や関係者に共有することで、地域全体の人的能力や制度基盤の強化にもつながる。これにより、持続可能な農業を軸とした「気候変動に強い地域社会」づくりが可能となる。
_15.陸の豊かさを守ろう	15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。	本事業は、北海道十勝地域においてリジェネラティブ農業（RA）を推進し、農地の環境再生を通じて生物多様性と土壌・水循環の健全化を目指す取り組みであり、陸域・山地の生態系保全にも寄与する内容である。 十勝の農地の多くは山地・丘陵地と隣接しており、過度な耕作や化学資材の使用が山地生態系への間接的な影響（例：土壌流出、水系汚染、生態系断片化）を及ぼしてきた。RAでは、被覆作物による土壌保護、輪作による根系多様化、草地・林縁の活用、農薬・化学肥料の抑制などを通じて、農地と周辺山地の境界環境（エッジ）を再生し、生物の回廊（コリドー）や多様な生息環境の復元を促す。 また、RAの実践は鳥類、昆虫、微生物などの在来生物の生息に適した環境を整えることから、生物多様性の維持と自然共生の農業空間の創出にもつながる。こうした活動は、山地の機能（保水、生物多様性、文化的景観など）を農業と共存させることで、地域全体の生態系の回復力と持続可能性を高める。 さらに、農業者・地域住民・企業が連携し、RAの実践を通じて「農と自然が共生する地域づくり」を進めることで、山地生態系がもたらす文化的・経済的・環境的便益の理解と保全意識の向上にも寄与する。

17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ　さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	本事業は、農家、企業、消費者、行政、教育・研究機関、市民団体など、多様なステークホルダーが協働するマルチステークホルダー型の地域エコシステムを構築し、リジェネラティブ農業（RA）の社会実装を目指す点で、ターゲット17.17が掲げる「パートナーシップの推進」と強く一致している。具体的には、地域内の農業者とともにRA実践を推進するほか、企業とはCSV・CSRの文脈で商品開発や資金支援、RAファンドの創設を行う。行政とは地域農政との連携、市民社会とはCSA（地域支援型農業）を通じた協働・共学の間を形成し、横断的な連携と共同意思決定の枠組みを実現している。さらに、大学・研究機関との連携によってRAの効果測定や指標開発を進め、企業・農家・住民との共有知として活用するなど、知識・資源・役割を分担しあう仕組みが設計されている。また、これらの関係を「一過性の支援関係」ではなく、「共創型コミュニティ」として継続的に育てていく点において、持続可能なパートナーシップモデルとして先駆的である。 このような取り組みは、地域課題の解決において一団体だけでなく多様な主体の強みを統合し、社会的インパクトを最大化する構造的手法であり、まさにSDGsのゴール17が目指す国際的ビジョンに則したアプローチである。
----------------------	--	--

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的	200/200字
十勝うらほろ樂舎が目指すのは次世代につながる地域社会のモデルをつくること。そのために、次の3つの柱に沿って中間支援事業を展開しています。　1.交通物流や医療福祉、エネルギーなどの暮らしに欠かせない町の社会基盤を育むこと、2.収益や自然文化といった資本を育むこと、3.これらの取組みを通じて町に集まってくる若者を受入れ、人財として育むこと。地域に残る多様な課題を行政・企業と連携しながら解決しています。	
(2)団体の概要・活動・業務	199/200字
①官民協働のまちづくり事業 十勝浦幌町のパートナーとして、まちづくり計画に基づいた町の課題解決に向けた下記の事業を受託し、企画、運営・実施を行う ②人材育成事業 企業の次世代リーダー育成のためのプログラム「アカデメイア」の実施 ③食・農マーケティング事業 農業・商業など地域事業者向けの戦略コンサルティング、農業インターン「アグリダイブプログラム」企画・運営、フードツーリズム事業等	

II.事業概要					国外活動の有無		－	資金提供契約締結日		採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2025/10/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	北海道十勝地域		本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。		なし
直接的対象グループ	北海道十勝地域の農業生産者					(人数)		5000戸		
最終受益者	日本で食生活を営む生活者					(人数)		1億2000万人		
事業概要	本事業は、北海道十勝地域における農業の担い手不足、土壌劣化、気候変動への対応といった社会課題に対し、リジェネラティブ農業（RA）を導入・実践する農家自身を実行団体とし、地域の農業と経済の再生を図るものである。RAに挑戦する農家は、化学資材に頼らず土壌や生態系を回復させる持続可能な農業を自らの意思で選び、栽培方法の転換に加えて、CSA（地域支援型農業）の導入や消費者との直接的な関係構築、農産物のブランディングにも取り組む。資金分配団体である十勝うらほろ樂舎は、地域内外の企業・教育機関・行政等と連携し、RAファンドの制度設計、販売・流通支援、人的リソースの媒介などを担う。挑戦する農家と資金分配団体が連携して、地域に根差したエコシステムを構築することで、農業経営の安定、環境保全、地域参加の価値を同時に実現し、収支相償以上の持続可能なビジネスモデルを形成する。本事業は、社会課題解決と収益性を両立する地域発ソーシャルビジネスとして、全国展開可能なモデルを目指す。									
432/600字										

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	643/1000字
北海道十勝地域は、全国でも有数の大規模農業地帯であり、日本の食料供給を支える重要な地域である。しかし現在、十勝農業は深刻な構造的課題に直面している。人口減少に伴う農業従事者の減少、若手就農者の不足、肥料や資材価格の高騰、気候変動の影響による収量の不安定化や土壌の劣化などが複合的に絡み合い、農業の持続可能性が揺らいでいる。特に、耕作放棄地の増加や土壌の浸食、排水性の悪化による病害発生など、環境面でのリスクも高まっている。 また、大規模化や省力化によって生産性を保つ一方で、地域コミュニティの希薄化が進み、農業が地域社会の担い手として機能しにくくなっている。十勝農業の衰退は、地域の経済だけでなく、全国の食料自給率にも直結する国家的な課題である。 このような状況を打開するために注目されているのが「リジェネラティブ農業（RA）」である。RAは、耕さない、化学肥料や農薬を最小限に抑える、土壌を常に植物で覆う、多様な作物を輪作する、生きた根を保つ、家畜との連携を図るなど、土壌と生態系の健全性を回復させながら生産を行う農業であり、農業経営の再建と環境再生の両立を可能にする手法である。 しかし、RAは初期投資や技術面での障壁が高く、導入を躊躇する農家も多い。また、現時点では行政支援や制度面での後押しも十分ではなく、導入には外部からの伴走支援と多様なステークホルダーとの連携が必要不可欠である。こうした社会課題に対し、農家・企業・消費者が協働する新たな地域エコシステムの構築が急務である。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	154/200字
十勝地域では、北海道や各市町村がスマート農業の導入支援や担い手育成施策を展開しているが、大規模農業の省力化に主眼が置かれており、環境再生型農業への直接的支援は限定的である。土壌劣化や気候変動への対応策としても未だ十分ではなく、リジェネラティブ農業のような包括的アプローチの社会実装は進んでいない状況である。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	158/200字
申請団体は十勝の農業者と連携し、既にリジェネラティブ農業（RA）に部分的に取り組む農家の支援やヒアリング調査を通じて、地域農業の持続可能性に向けた課題整理と仮説検証を進めてきた。 また、企業・消費者との勉強会やコミュニティ形成活動を展開し、RA普及の基盤づくりを進めており、すでに地域内で初期の取組成果を上げている。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	177/200字
リジェネラティブ農業（RA）の社会実装には、農法転換に伴う収益減のリスク担保や、ファンド・人材・流通の仕組みづくりが不可欠であるが、こうした初期投資や支援のための民間資金だけでは対応が困難である。休眠預金等交付金を活用することで、民間セクターと連携したインパクト投資型モデルを構築し、制度的・経済的障壁を越えて社会課題の根幹解決に資する事業を推進できる。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
十勝地域においてリジェネラティブ農業（RA）の普及を進め、2035年までにRA農地面積を拡大、2045年には地域全体の30％への到達を目指す。 消費者の生産過程への関わり・参加が一般化し、企業はCSV・CSR戦略の一環としてRAを活用。農業の持続可能性が確立され、結果として日本全体の食料自給率が向上する。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
十勝地域において、初期活動への資金支援により、3つのRA農業者グループが立ち上がっている。		RA農業者グループの稼働数		0			3グループが継続して稼働している状態になっている
資金を活用した販路づくりにより、RA農家が販路を獲得し、継続して販売拡充する見通しが立っている。		RA農産物の販売件数／取引先数		0			30件の販売先件数／3件の法人取引先がある状態になっている
活動資金を活用して消費者との交流機会が生まれ、RA農家の意欲が高まっている。		CSA登録数		0			1000人登録
RA指標が確立され、RA農家が自ら実践を記録・発信できるようになり、同業者に波及し始めている。		RA指標の活用農家数		0			10農家

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標100字	初期値/初期状態100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体が資金分配団体の伴走支援により、アウトカム仮説を整理し、ロジックモデルを完成させている。		ロジックモデル完成件数／評価者コメント	0		3件／外部評価者より明確・妥当との評価を得られている状態
資金分配団体の支援により、RA実践のための目標・活動・指標が整理され、各実行団体に具体的な実行計画が共有されている。		記述された実行計画の件数／実行計画の進行度	0		3団体分の計画の記載が完了している状態／自己・外部評価可能な内容となっている状態
専門事業者や有識者とのマッチング支援により、実行団体が自身の課題に応じた外部支援体制を確保している。		連携した専門家・事業者の件数／支援活用の実績	0		3団体で各2名以上と連携・支援活用している状態
資金分配団体主催の研修・勉強会を通じて、RA農家グループ間で学び合いと相互支援の関係性が構築されている。		交流・勉強会の回数／参加者満足度	0		5回実施／満足度平均4.0以上（5段階評価）

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期
実行団体公募、採択後に各農家グループが自身の地域課題をもとにRA実現に向けた仮説を構築。資金分配団体の伴走でロジックモデルを作成し、事業設計を具体化。地域農業の持続困難性という社会課題に対し、農家が自ら変革を目指す準備段階。（ロジックモデル、事業設計の完成は5月末までかかり得る可能性あり）	0年目 2025年10月～2026年3月
資金提供開始。実行団体が事業計画に沿ってRA転換に必要な研修や資材調達、圃場整備等を開始。CSA（地域支援型農業）の仕組みづくり、関係人口形成イベントなども始動し、RAの社会的意義を住民と共有。短期アウトカムの「RA挑戦開始」「販路形成」などに直結。	1年目 2026年4月～2027年3月
実行団体ごとのRA実践が本格化。有機転換や土壌改善の実証試験、RA農産物のブランド開発と販売開始、住民・企業との共創イベントの開催等を通じ、社会課題に共に取り組む機運を醸成。販路獲得やRA理解促進などの短期アウトカムが加速。	2年目 2027年4月～2028年3月
実行団体が実践を継続しながら活動成果を発信。他農家への波及や次世代農家の巻き込み、地域住民や企業との連携深化に取り組む。持続可能なRA事業モデルの確立と共に、3地域でのグループ形成によるネットワークの基盤を確立。アウトカムの「RA農家増加」「共感層拡大」に繋がる。	3年目 2028年4月～2029年3月

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期
実行団体を公募・選定し、地域課題に基づくアウトカム仮説とビジョン形成のための事前対話を実施。採択団体にはPOが伴走しながら、ロジックモデル草案とインパクト計画作成を支援。共通評価指標づくりのベースも整え、事前評価体制を確立。	0年目 2025年10月～2026年3月
実行団体ごとに組織内にCSA推進役等の役割体制を明確化し、定例のフォローアップ会議を実施。専門家や支援者とのマッチングを支援し、各団体のガバナンス整備・役割分担を支援。対外発信スキルや評価スキル向上の研修も同時に展開。	1年目 2026年4月～2027年3月
実行団体間の学び合いとネットワーキングを進め、定期的な成果共有・ピアレビュー機会を創出。地域行政や企業との接点を設け、RAの制度化・支援策形成につなげる機運を醸成。また、中間評価に向けたモニタリング体制のチェックも実施。	2年目 2027年4月～2028年3月
実行団体による成果発信の支援を通じて、地域内外の共感者と支援者の可視化・拡大を図る。行政・企業との対話による制度提言の場づくり、資金循環の出口設計（民間資金の呼び込み）にも取り組み、持続的仕組みの構築支援を実施。	3年目 2028年4月～2029年3月

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	農業の持続可能性やRA（リジェネラティブ農業）の社会的意義を一般に伝えるため、地域内外での勉強会・試食会・イベントを継続的に開催。SNSやメディア、ウェブコンテンツを通じて、活動の可視化と共感層の獲得を図る。生産者の声や実践事例をストーリーとして発信することで、RA農作物や取り組み全体のブランド価値を高める。	155/200字
連携・対話戦略	農家・企業・消費者を巻き込んだ共創型の仕組みづくりを実現するため、RAコミュニティやCSAにおいて日常的な対話と共学の場を設ける。地域大学や研究機関との連携によるデータ収集とエビデンスづくり、企業とのニーズ共有と商品開発、消費者との相互理解を深めるプログラムを展開し、単なる支援を超えた共感と関与のネットワークを構築する。	161/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	本事業終了後も、リジェネラティブ農業（RA）を推進する地域エコシステムの基盤として、RAファンドを制度化し、民間企業の継続的投資を促進する。RA農家への転換支援、流通支援、共済・融資支援などを通じて、農業の持続可能性を後押しする仕組みを確立する。事業の成果とエビデンスを基に、全国への展開モデルとして横展開も視野に入れることで、公共性と自立性を両立した社会的インパクトの持続を図る。	191/400字
実行団体	RAに挑戦する農家は、事業期間中に獲得した技術や経験をもとに、RAの実践を継続しながら、農産物のブランド価値向上と販路の確立によって事業の自立化を目指す。特にCSA（地域支援型農業）を通じて、消費者との継続的な関係性を築き、定期的な収入確保を可能にする。教育・研修・体験プログラムなどの受入れも連携事業者とともに有償サービス化し、人的リソースの循環を促進する。また、RAファンドや企業連携による販促支援、流通の仕組みを活用しながら、自らの生産・販売・地域活動を持続的に展開していく。これにより、単なる農法転換にとどまらず、社会課題の解決に取り組む「持続可能な経営体」として地域に根付き、他の農家や地域への波及効果も生む存在となる。	315/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	799/800字
■幹事団体　一般社団法人十勝うらほろ樂舎 地域の間支援団体として多様な社会課題解決を行政・地域事業者・企業等と連携しながら進める中、今後は資金分配を担う助成団体を目指して活動している。昨年度初めて実施した助成事業「若者×うらほろ 未来プロジェクト」では若者の思いを応援しアイデアを生かすことで成長を促進。同時にまちの学びや活性化に寄与することを目的に5万円×3団体に分配した。 ■構成団体　株式会社すくらむ 社会課題解決型の事業開発と資金循環設計を支援している。代表の久保は、法人設立以前にファンドレイザー・プログラムオフィサーとして複数の助成事業に関わってきた。特に、コロナ禍における若者支援を目的とした「Starting 9」助成プログラムでは、10団体に対して各20万円、総額200万円の助成を実施。伴走支援を通じた若手団体の立ち上げ支援と成果の可視化に貢献している。また、特定非営利活動法人北海道NPOバンク理事としてプロジェクト・マネージャーを務め、2023年度に「北海道の広域におけるソーシャルビジネス・インキュベーション構築事業－地域と若者によるソーシャルビジネス開発を通じたモデル創出－」に関わる。 ■委託団体　北海道NPOファンド 民間寄付や遺贈を原資とした助成プログラムを継続的に実施しており、地域課題の解決や災害対応、組織基盤の強化支援に取り組んできた。1999年から継続する「越智基金」は、北海道全域を対象に512団体へ累計約3,000万円を助成している。また、東日本大震災、北海道胆振東部地震、能登半島地震などにおける被災地支援では、複数の基金を通じて78団体・約6,700万円を助成。加えて、地域の担い手育成や組織診断を伴走支援とともに行う「まちのプロジェクト基金」等も展開しており、これらを含めた助成件数は延べ約590件、助成総額は約1億1,000万円にのぼる	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	577/800字
■幹事団体　一般社団法人十勝うらほろ樂舎 企業や農家と連携して農業の現状や課題を把握する調査を継続的に実施。その成果を活用した各種企画・支援を展開している。具体的には、令和6年度中小企業庁「地域の社会課題解決企業支援のためのエコシステム構築実証事業（地域実証事業）」において、農業生産者や域内外企業等と連携し、社会的インパクトの観点から地域課題解決事業に取り組む先行事例の創出を行った。（別添：同事業インパクトレポート）同事業では上記に併せて、地域課題解決に取り組みながら収益を確保するビジネスモデルや、地域課題解決事業に必要な連携・支援体制に関する事例分析も実施した。 また、農業と若者をつなぐために「アグリダイブ」プログラムを実施し、農家と若者が直接交流し学び合える機会を提供、次世代の担い手育成にも貢献している。 ■構成団体　株式会社すくらむ 2025年2月に他2社と共に社会課題解決型の「インパクトキューブファンド」を設立。資金提供と事業伴走支援を組み合わせたスキームにより、2025年度内に5～10件の投資を予定している。2024年度には北海道初のSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）事業を実施し、翌2025年にはKPI達成率120%を記録。複数セクターと連携した資金調達および伴走支援の実績を有しており、申請事業への応用が可能である。	

VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3	
(2)実行団体のイメージ	十勝内の複数市町村において、地域の気候・土壌条件に応じたRAを実践する農家数戸の有志グループ。ロジックモデル設計やCSAにおける対内外の調整を担う人材をグループ内部に配置、またはコンソーシアムで連携する体制を有すること。将来的な展開に向け、農協等との連携が図られていると尚望ましい。	141/200字
(3)1実行団体当り助成金額	4400万円（3年間）	11/200字
(4)案件発掘の工夫	これまで培ってきた十勝地域の農業関係者とのネットワークを活用し、RA農業に関心のある潜在的な実行団体候補へ個別に情報提供を行う。特に、次世代を見据えた農業転換を模索している農家の有志グループに着目し、説明会や個別相談を通じて関心の醸成と応募意欲の喚起を図る。	129/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	■実施体制内部5名、外部2名（団体） ・事業統括マネジメント：山内一成（十勝うらほろ楽舎） ・事務局：越坂祐平（十勝うらほろ楽舎）、中塚茜（すくらむ）、北海道NPOファンド ・経理体制・・・経理担当：ノースプロダクション ・PO体制・・・山内一成（十勝うらほろ楽舎／公募、実行団体の伴走支援）、北村貴（十勝うらほろ楽舎／公募、実行団体の伴走支援）、久保匠（すくらむ／公募、実行団体の伴走支援、評価） ・評価体制・・・久保匠及び外部サポート（予定） ※POは経営、人材育成、マーケティング、インパクト投資などに専門性を有し、農業者への伴走支援の経験豊富な3名						277/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数		内訳			他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
	3	名	新規採用人数 (予定も含む)		名		
			既存PO人数	3		予定あり(詳細は右記のとおり)	山内は、十勝うらほろ楽舎事業との兼務想定。本事業40%（PO30%、事業統括10%）、十勝うらほろ楽舎事業等で60%想定。 北村は、十勝うらほろ楽舎事業との兼務想定。本事業30%、十勝うらほろ楽舎事業70%想定。 久保は、すくらむ事業との兼務想定。本事業30%、すくらむ事業70%想定。
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	コンソーシアムとなる一社）十勝うらほろ楽舎、株式会社すくらむ、及び協力団体となるNPO法人北海道NPOファンドで、月次に財務状況や事業進捗を確認するコンソーシアム会議を実施する。またハンズオン等実行団体の支援もそれぞれの強みを通じて行い、常に資金の流れと各地の実績が見えるように管理する。不具合が生じた場合はすぐに緊急会議を開催し都度問題を解決する。						175/200字
(4)コンソーシアム利用有無	あり						

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間		2025/10/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	Tokachi Regenerative Project	
	団体名	一般社団法人 十勝うらほろ樂舎	

	助成金
事業費	155,294,070
実行団体への助成	132,000,000
管理的経費	23,294,070
プログラムオフィサー関連経費	27,808,380
評価関連経費	14,364,500
資金分配団体用	7,764,500
実行団体用	6,600,000
合計	197,466,950

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	3,092,010	51,734,020	51,734,020	48,734,020	155,294,070
実行団体への助成		45,000,000	45,000,000	42,000,000	132,000,000
—					
管理的経費	3,092,010	6,734,020	6,734,020	6,734,020	23,294,070

2. プログラム・オフィサー関連経費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	3,992,340	7,938,680	7,938,680	7,938,680	27,808,380
プログラム・オフィサー人件費等	2,499,840	4,999,680	4,999,680	4,999,680	17,498,880
その他経費	1,492,500	2,939,000	2,939,000	2,939,000	10,309,500

3. 評価関連経費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	3,771,500	4,771,500	5,821,500	14,364,500
資金分配団体用	0	1,571,500	2,571,500	3,621,500	7,764,500
実行団体用		2,200,000	2,200,000	2,200,000	6,600,000

4. 合計

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	7,084,350	63,444,200	64,444,200	62,494,200	197,466,950

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	39,000,000	79.9%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、用途等）
2026年度	6,000,000	自己資金	D:計画段階	RA農家の活動人件費は自己資金で行ってもら (RA移行の成功によって生まれる収益から賄う)
2027年度	6,000,000	自己資金	D:計画段階	RA農家の活動人件費は自己資金で行ってもら (RA移行の成功によって生まれる収益から賄う)
2027年度	6,000,000	自己資金	D:計画段階	RA農家の活動人件費は自己資金で行ってもら (RA移行の成功によって生まれる収益から賄う)
2026年度	6,000,000	民間資金	D:計画段階	農機具、土壌資材等の一部を金融機関からの融資や 農水補助金にて調達
2027年度	6,000,000	民間資金	D:計画段階	農機具、土壌資材等の一部を金融機関からの融資や 農水補助金にて調達
2028年度	9,000,000	民間資金	D:計画段階	農機具、土壌資材等の一部を金融機関からの融資や 農水補助金にて調達

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		一般社団法人十勝うらほろ楽舎	
郵便番号		089-5611	
都道府県		北海道	
市区町村		十勝郡浦幌町	
番地等		字寿町7-1	
電話番号		015-576-3772	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://uragaku.or.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2020/04/01	
法人格取得年月日			

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ヤマウチカズナリ
	氏名	山内一成
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	2
理事・取締役数 [人]	1
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	23
常勤職員・従業員数 [人]	11
有給 [人]	11
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	12
有給 [人]	12
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員数 [団体数]	
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	なし

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
----------------------	----

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	株式会社（有限会社を含む）	
団体名		すくらむ	
郵便番号		065-0015	
都道府県		北海道	
市区町村		札幌市	
番地等		東区北十五条東6-1-11	
電話番号		090-6694-0572	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://li-scrum.com/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2024/12/10	
法人格取得年月日		2024/12/10	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	クボ タクミ
	氏名	久保 匠
	役職	代表取締役
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	0
理事・取締役数 [人]	0
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	0
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	0
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	
無給 [人]	
事務局体制の備考	業務委託者数5名。内3名が必要に応じて事務局に関与。

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員数 [団体数]	
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	行っていない
----------------	--------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	監査・組織評価については法人設立初年度のため実施なし

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	
-------------------	--

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

(12)) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	Tokachi Regenerative Project
団体名:	一般社団法人 十勝うらほろ楽舎
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

〈注意事項〉
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間に以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第10条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第11条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第10条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第11条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第10条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第12条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第15条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			社団法人のため提出しない		
●理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	理事会を設置していないため提出不要			
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		理事会を設置していないため提出不要			
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	理事会を設置していないため提出不要			
(2)招集権者		理事会を設置していないため提出不要			
(3)招集理由		理事会を設置していないため提出不要			
(4)招集手続		理事会を設置していないため提出不要			
(5)決議事項		理事会を設置していないため提出不要			
(6)決議 (過半数か3分の2か)		理事会を設置していないため提出不要			
(7)議事録の作成		理事会を設置していないため提出不要			
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		理事会を設置していないため提出不要			
●理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規定	資料全体	
●監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規定	第2章、第3章、第4章	
●役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員の報酬並びに費用に関する規定	第3条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員の報酬並びに費用に関する規定	第5条	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第2条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第3条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第4条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第5条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第6条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第11条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第7条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第8条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第10条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第10条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第9条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第15条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第16条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第17条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第18条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第19条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規定	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規定	第2条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規定	第3条、第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規定	第5条、第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	賃金・退職金・慶弔見舞金規定	第4条、第5条、第6条、第7条、第14条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	賃金・退職金・慶弔見舞金規定	第8条、第10条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規定	第3条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規定	第2条、第5条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規定	第4条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規定	第3条、別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規定	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規定	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規定	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規定	第15条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規定	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規定	第2条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規定	第4条、第17条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規定	第7条、第8条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規定	第18条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規定	第13条、第14条、第15条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規定	第27条、第28条

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	Tokachi Regenerative Project
団体名:	株式会社すくらむ
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
①規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
②申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
③過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
④以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所をチェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 株主総会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第14条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第16条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第14条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第15条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第18条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第18条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第19条	
● 取締役の構成に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。					
(1)取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	取締役会を設置していないため提出不要			
(2)取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		取締役会を設置していないため提出不要			
● 取締役会の運営に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	取締役会を設置していないため提出不要			
(2)招集権者		取締役会を設置していないため提出不要			
(3)招集理由		取締役会を設置していないため提出不要			
(4)招集手続		取締役会を設置していないため提出不要			
(5)決議事項		取締役会を設置していないため提出不要			
(6)決議 (過半数か3分の2か)		取締役会を設置していないため提出不要			
(7)議事録の作成		取締役会を設置していないため提出不要			
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		取締役会を設置していないため提出不要			
● 取締役の職務権限に関する規程					
【参考】JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第9条	
● 監査役の監査に関する規程					
監査役職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	なし	なし	
● 役員の報酬等に関する規程					
(1)役員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	第3条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	第6条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第2条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(7)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第2章
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第2章
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第4章
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報者保護に関する規程	第2章
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報者保護に関する規程	第3章
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第5条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	職員の給与規程	第3条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	職員の給与規程	第4条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第1条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第2条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第3条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～3.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3. 取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分)	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第2条
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第14条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第14条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第4条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第5条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第6条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第7条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第8条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第9条